

新潟市社会福祉法人の設立及び運営等評価会議開催要綱

(目的)

第1条 本市における社会福祉法人（以下「法人」という。）の設立及び運営等について、学識経験者等から次に掲げる事項について意見を聴取するため、新潟市社会福祉法人の設立及び運営等評価会議（以下「評価会議」という。）を開催する。

(1) 法人の設立に関する事項

(2) 法人の運営に関する事項

(評価)

第2条 前条の評価は、次に掲げる事項を基準にして行うものとする。

(1) 関係法令及び国の通達等

(2) 法人の設立及び運営等に関し参考となる事項

(委員構成等)

第3条 評価会議の委員は次の委員をもって構成する。

(1) 外部委員

保健、福祉、医療若しくは経営等の学識経験を有する者又は福祉関係の実務経験者その他の有識者とし、委員数は5名以内とする。

(2) 内部委員

福祉部長、こども未来部長及び保健衛生部長の職にある者をもって充てる。

(3) 外部委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の外部委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 外部委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 評価会議には、委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、評価会議の進行を行う。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 評価会議の会議は、必要の都度、市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、評価会議に関係者の出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

3 評価会議の会議は、公開とする。ただし、非公開情報を取り扱う場合は、非公開とする。

(庶務)

第6条 評価会議の庶務は、福祉部福祉監査課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 増員された外部委員1名の任期は、要綱第3条第3項の規定にかかわらず、平成30年12月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、改正後の要綱第3条第4号の規定は、令和5年4月1日から適用する。